

全日本硬式空手道連盟審判規定 (抜粋)

(目 的)

第 1 条 この規定は、硬式空手道精神を基調として、試合における審判技術の確立向上をはかり、公平かつ正確な審判を行う事、及び選手の試合中における規律ある行動の保持を目的とする。

(資 格)

第 2 条 (略)

(委員会及び部会)

第 3 条 (略)

(試合場)

第 4 条 (略)

(試合者)

第 5 条 (略)

(審判員及び監査役)

第 6 条 (略)

(試合の運行)

第 7 条 (略)

(試合方法)

第 8 条 (略)

(試合時間)

第 9 条 (略)

(勝負)

- 第 10 条
- 1 勝負は 1 本、あるいは判定による勝ち、或いは反則、失格による負けによって決定する。
 - 2 ポイントにおいては、ポイントの多い方を勝ちとする。
(5 ポイントの差が生じたときは、1 本となり試合は終了とする)
 - 3 攻撃目標は、次のとおりとする。
 - (1) 安全防具面部 (面部の顔面部及び顔面部から耳側部の部分)
 - (2) 安全防具胴部 (胸部と腹部及び防具の側面)

(1 本及び技有りの判定基準)

- 第 11 条
- 1 1 本及び技有りの判定は次の各項による。
 - 2 (1) 基本的な正しい姿勢、かつ充実した気迫と適正なる間合いで有効な威力ある突き、蹴り、打ち、当てが定められた部位 (相手の顔面、中段胸部と腹部) に充分コントロールして当て、極め、相手のバランスを崩し、倒し、残心を示した場合。
 - (2) 3 連続技が確実に極まった時。
(3 連続技とは相手に技有りを 3 本連取し、その間相手の技有りを挟まない場合)

- (3) 5ポイントの差が生じた場合。
- (4) 次の技に繋げる足払いで、相手を転倒制圧し瞬間的に完全な仮当て(寸止め)にて極まった場合。
- (5) 打撃技のダメージにより体がふらついている場合。
- 3 技有り(ポイント)は、前項で決められた技で、1本に近い技である場合を技有りとする。この場合、上段の蹴り技は2ポイント、それ以外の技は1ポイントとする。
- 4 時間切れの合図と同時にかけた有効な技は認める。但し、主審の「止め」の合図の後の技は一切認めない。
- 5 試合者双方が場外に出た時かけた技は無効とする。但し、攻撃した者が瞬間場内にあり、主審の「止め」の合図の前にかけた有効な技は認める。
- 6 次の場合は充分であっても1本と認めない。
 - (イ) 相手をつかんだ時(空手衣・安全防具)
 - (ロ) 次の技に繋げる足払いで、相手を転倒制圧した時、瞬間的に仮当て(寸止め)にて極められなかった場合。

(優劣の判定基準)

- 第12条
- 1 試合時間内に1本、技有り、反則、失格負けの無い時は監査役、主審、副審が協議のうえ、次の各項により総合的に優劣を判定する。
 - 2 技有りに近い技の有無
 - 3 反則注意の有無
 - 4 場外注意の有無と場外退避の有無
 - 5 試合態度の優劣
 - 6 技術の優劣
 - 7 気迫戦意の度合
 - 8 攻撃、手数の多少
 - 9 戦術の優劣
 - 10 無防備の有無

(禁止事項)

- 第13条
- 1 禁止される技は次のとおりとする。
 - 2 安全防具以外の部位への直接加撃
 - 3 股間部への加撃(金的)
 - 4 背面への直接加撃
 - 5 転倒者への直接加撃
 - 6 下肢への蹴り技(足底での足払いは可、足甲での蹴りは不可)
 - 7 投げ技
 - 8 バックハンド
 - 9 関節技
 - 10 禁止される動作
 - (1) 極端な場外逃避、時間を空費するための行為
 - (2) 掴んだり組み付いたり、或いは暴力的な体当たり
 - (3) 罵倒、挑発的言動、相手の人格を無視するような言動、態度
 - (4) 技を決めた後、故意に試合場内を逃げ回ること

(反則等)

- 第14条
- 1 禁止事項を犯そうとしたり、又は犯したときは主審により反則注意を宣せられる。反則注意後、更に注意されるような事を犯すと反則負けとなる。
 - 2 反則注意は、相手方に技有り(1ポイント)を与える。但し、反則行為が明らかに計画的で執拗を極めた場合は相手方に反則勝ちを与える。

- 3 場外は最初は「警告」とし、その後場外となった場合「場外注意」の宣告を受け相手方に技有り（1ポイント）を与える。
- 4 次の場合は、直ちに失格を宣せられ負けとなる。この場合、監査役、主審、副審協議により、審判長の決済を受け、以後の試合の出場停止の処分を行う事もある。
 - (1) 空手道の権威を失墜する行為のあった時
 - (2) 試合中審判の指示に従わぬ時
 - (3) 極端に興奮し、試合続行上有害と認められた時
 - (4) 禁止事項を故意に無視する悪質な行為と認められた時
 - (5) その他、この審判規定に定めた事項に違反していると認められた時。

(試合中の負傷又は事故の生じた場合)

- 第15条
- 1 負傷が軽微で試合に耐えられるにも拘わらず試合の継続を拒み、又は、試合の中止を申し出た場合は、主審が監査役及び副審と協議の上、棄権とし相手方の勝ちとする。
 - 2 負傷の場合、試合を継続することが出来ない時は、その原因が一方の責任でなく双方の責任の場合、若干時間を取り様子を見て判断する。尚、試合の継続が不可能な時は、監査役、主審、副審が協議しそれまでの試合の優劣で決める
 - 3 試合中相手方より金的を蹴られ、試合の続行が出来なくなった場合蹴られた選手に1ポイントを与え、若干時間を取り様子を見る。それでも試合続行が不可能な場合は、蹴られた選手が金カップを付けていれば相手方の反則負けとなり、付けていなければ試合放棄として相手方の勝ちとなる。
 - 4 負傷又は負傷以外の事故で試合を継続する事が不可能になり、試合の中止を申し出た者は棄権とし、相手方の勝ちとする。
 - 5 負傷の場合、その大会の医師より、試合中止の宣告を受けた者は、試合を継続する事ができない。

(異議の申し立て)

第16条 (略)

(その他)

第17条 (略)

(審判規定の改正)

第18条 この規定の改正は、総会において、委員3分の2以上の議決を必要とする。

附則

- ①この規定は昭和59年9月2日から施行。
- ② 平成22年 月 日一部改正。

審判団心得（抜粋）

（付 則）

1～4 （略）

5 監査役は原則として、競技中の判定に加わらない。但し、主審に指示助言を求められた時は、直ちに指示によってこれに応じ、又、招集による時は自席の前で、主審、副審の意見を調整する。

6 主審の有効技などに対するアピールは次のとおりとする。

「1 本」 掌を内側に向け、顔の横に腕を真直ぐに上げる。

「技有り」 1の場合 掌を上側に向け、胴の斜め下に腕を伸ばす。

「技有り」 2の場合 掌を上側に向け、胴の真横に腕を伸ばす。

「技有り」 3の場合 掌を上側に向け、肩口斜め上に腕を伸ばす。

「相打ち」 の場合 両者に「技有り」を宣する。

* 赤 白 赤の順番で技有りが極まった場合、主審のアピールは赤技有り（胴の斜め下に腕を伸ばす）白技有り（胴の斜め下に腕を伸ばす）赤技有り（胴の斜め下に腕を伸ばす）とする。

* 副審の招集はできる限り避け、主審判断で解決する。

7 副審の有効技などに対するアピールは次のとおりとする。

「1 本」「技有り」に対しては前6項目に準じ、赤、白の旗で行う。

「見えない」場合は、赤、白の旗を目の前で×字に合わせる。

* 主審の判定が間違っている場合は、笛を吹いて知らせる。

8 監査長及び審判長は、監査役並びに審判員の判定内容に個人差がはなはだしく競技上不適当と判断した時は、直ちに協議し処置する。

「1本の参考例」

- 1 当身技のみで打倒した時
- 2 3連続技が確実に極まった時
- 3 5ポイント差が生じた時
- 4 足払いにより転倒制圧され完全な仮当て（寸止め）にて極まった時。

「1本の協議参考例」

- 1 転倒はしないが、足がふらついている時
- 2 上段蹴りが極まった時

「禁止事項及び技有りの参考例」

- 1 相手が倒れた時、寸止めか仮当てに留め、加撃はいけない
- 2 相手の背部への加撃は、1項に準ずる
- 3 相手の頭頂部、頸部への加撃はいけない
- 4 掌、平手、指平掌、での横打ち及び乱打はいけない
- 5 投げ技はいけない
- 6 下肢への蹴りはいけない
- 7 バックハンドはいけない
- 8 軽い技、不安定な姿勢での技、制御されてない技、戻りの無い技、反則につながる技は認めない
- 9 連撃、連打の「技有り」は、よく極まったと見なされる加撃のみ「技有り」とする
- 10 相突き、相打ち、相蹴りは双方「技有り」をとる
- 11 「技有り」の宣告は極まった順番に行う

要 点

- 2分間1本勝負制（原則）
- 5点以上の差を生じた時1本と見なし試合終了
- 足払いより転倒制圧し寸止めにて決まった時1本とする
- 技有りは1点とする。但し上段蹴りは1本又は2点とする
- 加点方式
- 3連続技が極まった時1本とする
- 場外注意は相手に1点与える
- 反則注意は2回で失格負けとする
- 延長戦は先取り勝負としない（原則）

試合競技規定（抜粋）

（競技法）

- 第1条 1 この競技法は当て身技（突、打、当、蹴）で定められた部位（面、胴）をお互いに加撃し、その有効技を競って勝敗を決する。但し、安全防具（スーパーセーフ等）を着用する。
- 2 この競技法の当て身技は、強く正確に極め、かつ空手道の技でなければならない。
- 3 この競技法は**Hard、Contact、Contest、Rules**、又は、硬式競技法という。
- 4 この競技法による競技会は、その都度競技委員会を組織する。

（審判員及び監査役の定員）

第2条 （略）

（競技係員の定員）

第3条 （略）

（競技の方法）

第4条 （略）

（競技用安全防具の使用）

第5条 1 競技用安全防具は、全硬連の認めるスーパーセーフ安全防具等を使用する。

（攻撃の部位）

第6条 1 攻撃の部位は次のごとく定める

面部（正面、左右側面）

胴部（胸部正面、腹部正面と左右側面）

（禁止事項）

第7条 （略）

（有効技の判定基準）

第8条 （略）

（優劣の判定基準）

第9条 （略）

（反則の基準）

第10条 （略）

（組手競技における勝敗の判定基準）

第11条 （略）

（組手個人競技における勝敗の基準）

第12条 （略）

（異議の申し立て）

第13条 （略）

公認審判員・公認監査役制度細則

第1章 総則

(根拠)

第1条 1 この細則は、「公認審判員」及び「公認監査役」の細部について定める。

(公認審判員の区別)

第2条 1 公認審判員（以下審判員という）は、次のとおり区分する。

- (1) 全国審判員 A 級
- (2) 全国審判員 B 級
- (3) 全国審判員 C 級
- (4) 地区審判員（含む、東京都・大阪府）
- (5) 都道府県審判員

2 前項において、上位は下位を兼ねる事ができる。

第2章 全国審判員・地区審判員

(全国審判員及び地区審判員の任命)

第3条 1 全国審判員、地区審判員は、別表資格基準に基づき、加盟団体から全硬連審判委員会に推薦された者に対し、審判部会で資格の当否を調査し、更に試験を行い合格者に対し、会長より任命する。

2 試験については、通達をもって定める。

(全国及び地区審判員の資格)

第4条 1 全国審判員、地区審判員は、それぞれ全国的あるいは地区的規模で行われる公式試合において、審判員の資格を有する。

第3章 都・道・府・県審判員

(都道府県審判員の任命)

第5条 1 都、道、府、県審判員は、別表資格基準に基づき、本人の所属する団体から都、道、府、県審判部会に推薦された者に対し、同部会で資格の当否を調査し、更に試験を行い合格者に対し当核、都、道、府、県連盟の会長より任命する。尚、未組織化の連盟は全硬連会長より任命する事ができる。

2 試験については、別に定める

(都道府県審判員の資格)

第6条 1 都、道、府、県審判員は、当核都、道、府、県で行われる公式試合において審判員の資格を有する。

(公認監査役の区別)

第7条 1 公認監査役(以下監査役という)は次のとおり区分する。

- (1) 全国監査役
- (2) 地区監査役 (含む、東京都・大阪府)
- (3) 都道府県監査役

2 前項において、上位は下位を兼ねる事ができる。

(公認監査役の任命、資格)

第8条 1 監査役の任命及び資格については、第3条から第8条迄を準用する。

第4章 雑 則

(委託)

第9条 1 地区及び都道府県で行われる試合の監査役、審判員について当核地区内に有資格者が不足の場合は、他に委託する事ができる。

(期間)

第10条 1 この資格の有効期間は3ヶ年とし、継続を妨げない。
2 前項の期間中においても、経歴詐称、不当行為その他、公認資格にふさわしくない行為のあった場合、理事会において審議し、処置する。

(資格の返納)

第11条 1 監査役及び審判員として任務不能になった場合は、自ら資格を返納する。
2 審判委員会の申し出により、会長が八役会の議を経て、資格を取り消すことが出来る。

(講習会)

第12条 1 各種の審判員は、それぞれの全硬連会長の指定する講習会を受けなければならない。

第13条 1 この細則の変更は、総会において、委任を含める3分の2以上により成立する。

附則

- ①この細則は昭和59年9月2日から施行。
- ② 平成22年 月 日一部改正。

公認審判員・公認監査役資格基準

(別 表)

(審判員)

種 別		年 齢	空手歴	審 判 歴
全国審判員	A 級	4 0 歳以上	6 段以上 2 0 年以上	全国審判員 B 級 2 年以上
	B 級	3 5 歳以上	4 段以上 1 5 年以上	地区審判歴 3 年以上
	C 級			
地区審判員		3 0 歳以上	3 段以上 1 2 年以上	都道府県審判歴 2 年以上
都道府県審判員		2 8 歳以上	2 段以上 8 年以上	

(監査役)

全国監査役	4 5 歳以上	2 5 年以上	全国的な審判歴豊富な者
地区監査役	3 5 歳以上	1 5 年以上	地区審判員 6 年以上
都道府県監査役	3 1 歳以上	1 2 年以上	都道府県審判員 4 年以上